

平成25年2月12日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年2月12日(火)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者34名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 棒引 昭治	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
		19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 17番 泉 雅行 18番 坂本 一馬 24番 原 さだ
28番 上中 悠司 36番 松本 忠巳

事務局 局長 愛須 誠 農地参事 高田 幸安 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 3番 山本 芳雄 4番 浅井 洋司

議長

皆さん、こんにちは。2月に入りまして大変忙しい時期ではありますが、ご出席をいただきまして有難うございます。基幹作物であります梅の花がまさに満開ということでありまして、去年よりも2週間程度は早い、早いというよりも平年ということでありまして、今年の作況についても期待をするところでありますけれども、最低平年作はということ、今後の気象条件、遅霜であったりとか寒波であったりとか、そういうものが来ないように願うわけでございますけれども、暖かい日が続くことを期待してまいりたいと思っております。それでは、ご案内にありますように平成24年度の農地保全対策事業の対象農地の確認についてということについて、事務局の説明をお願いもうしあげます。

農振課 尾崎

農地保全対策事業の対象農地の確認について説明する。

議長

この件について、ご質問ございませんか。

30番 委員

耕作していることの確認ですが、鳥獣害がひどいために作物は作れない、しかし、草刈等はきちんとして保全管理に努めている場合は、どうですか。

農振課 尾崎

要綱では利用権を設定して、かつ耕作していることが要件となっております。要綱どおりにすれば、該当しません。

30番 委員

鳥獣害対策は、網を張って行っているのですが、ある程度大きくなれば鹿にやられ、猪に鋤かれして収穫に至りません。しかし持ち主は高齢で管理できませんので、借りて、地域の環境保全のため草刈等はきちんとしております。

農振課 尾崎

一度課内で検討させてください。

議長

有難うございます。それでは、本日の欠席委員さんですが、17番の泉雅

行委員さん、18番の坂本一馬委員さん、24番の原さだ委員さん、28番の上中悠司委員さん、36番の松本忠巳委員さん、5名の委員さんから欠席の届が出ております。

それでは、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺市農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 栗平

農業振興地域整備計画変更申請の農用地区域への編入について説明いたします。1番、
、
、土地の所在は、
字
、他1筆、田と畑で1,472㎡です。申請の理由はフランコ畑です。これは去年の5月に農振除外が出てきておりまして、マンションを建つということでしたが、その計画がなくなったということで、現在フランコを作っていて、今後も畑として利用していくという編入の申請です。続きまして除外です。2番、
、
、土地の所在は
字
、面積は214㎡、地目は台帳が田、現況は畑です。変更の理由は住宅でございます。3番、
、
、土地の所在は
字
、面積は300㎡、地目は台帳が田、現況は畑です。農業用倉庫に変更します。4番、
、
、土地の所在は
字
、面積は1,161㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。住宅に変更します。5番、
、
、土地の所在は
字
、面積は60㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。携帯電話基地局に変更します。6番、
、
、土地の所在は
字
、他5筆、合計面積は1,985㎡です。地目は台帳が田、現況は畑です。資材置場に変更します。この土地について少し説明させていただきます。この土地は去年の5月に農振除外の申請があった土地です。マンションを立つという計画で除外申請があったのですが、その後、業者との話の中で資金的に困難なことが分かったので、取下げられました。ここは一段下がった田圃でしたが、農地の形状変更申請をしてここに土を入れて、畑として野菜を少し作っていたようです。その後申請人の体調が悪くなって、農作業が困難になってきたということです。息子さんは兼業ながら農業はしていたのですが、転勤で和歌山に仕事に行くことになりまして、農作業を続けることが困難になってきて、形状変更の工事をした業者に土地の売買を持ちかけたそうです。すべてを買うことは無理なので、300㎡ほどを買うことにして、残りの土地は賃借するということになったようです。農振除外をして取り下げたり、形状変更をしながら、また農振除外をした土地ですが、そのような事情があり、確認したのですが、資材置場にすることは确实であるという返事をもたらしております。7番、
、
、土地の所在は
字
、面積は292㎡、地目は台帳、現況共に畑です。農業用倉庫に変更します。8番、
、
、土地の所在は
字
、面積は9.68㎡、地目は台帳が畑、現況は雑種地です。他1筆、合計面積は784.68㎡です。分譲住宅に変更します。9番、
、
、土地の所在は
字
、面積は66㎡、地目は台帳、現況共に田です。進入路に変更します。10番、
、
、土地の所在は

字、面積は188㎡、地目は台帳、現況共に畑です。墓地駐車場に変更します。11番、
、面積は15㎡、地目は台帳、現況共に畑です。携帯電話基地局に変更します。農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、除外11件、編入合計1,472㎡、除外合計5,065㎡です。続きまして農業振興地域整備計画変更申請です。1番、
、土地の所在は字、面積は687㎡、地目は台帳、現況共に田、住宅に変更します。続きまして農業振興地域整備計画変更申請です。1番、
、土地の所在は字となっておりますが、入力ミスで正しくはです。その下もをに訂正願います。申し訳ございません。面積は1,879㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕地、他に2筆ありまして合計面積は2,980㎡です。山林に変更します。2番、
、土地の所在は字、面積は10㎡、地目は台帳が畑、現況は雑種地です。携帯電話基地局に変更します。3番、
、土地の所在は字、面積は384㎡、地目は台帳、現況共に田です。住宅に変更します。農業振興地域整備計画変更申請、除外合計は3,374㎡です。続きまして農業振興地域整備計画変更申請です。1番、
、土地の所在は字、面積は896㎡、地目は台帳、現況共に畑です。他に5筆ありまして合計面積は4,980㎡です。太陽光パネル設置用地に変更します。続きまして農業振興地域整備計画変更申請です。1番、
、土地の所在は字、面積は45.5㎡、地目は台帳が畑、現況は雑種地です。携帯電話基地局に変更します。2番、
、土地の所在は字、面積は50.4㎡、地目は台帳が畑、現況は雑種地です。携帯電話基地局に変更します。農業振興地域整備計画変更申請、除外合計は95.9㎡です。以上です。ご審議よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 それでは、逐条審議をお願い申し上げます。農業振興地域整備計画変更申請の1番。
- 議 番 委員 1番です。1番について異議ありません。
- 議 番 長 はい、2番。
- 議 番 委員 1番です。2番はの住宅を建つということで、異議ありません。3番は、農業用倉庫を建つということで、異議ありません。
- 議 番 長 はい、4番。
- 議 番 委員 1番です。4番につきまして異議ございません。
- 議 番 長 はい、5番。
- 議 番 委員 1番です。5番について異議ありません。
- 議 番 長 はい、6番。
- 議 番 委員 1番です。2転3転した土地ですが、事情があるようで異議ございません。
- 議 番 長 はい、7番。

議 員 委員 番です。7番8番について異議ございません。
 議 員 長 はい、9番。
 議 員 委員 番です。9番につきまして異議ございません。
 議 員 長 はい、10番。
 議 員 委員 番です。10番について異議ございません。
 議 員 長 はい、11番。
 議 員 委員 番です。11番について異議ございません。
 議 員 長 はい、
 議 員 委員 番です。 番の の担当地区ですが、異議がないという
 連絡がありました。
 議 員 長 はい、
 議 員 委員 番です。 番の より連絡がありまして、1番について
 異議がないということです。
 議 員 長 はい、2番。
 議 員 委員 番です。2番について異議ありません。
 議 員 長 はい、3番。
 議 員 委員 番です。3番について異議ございません。
 議 員 長 はい、
 議 員 委員 番です。1番について異議ございません。
 議 員 長 はい、
 議 員 委員 番です。1番について異議ございません。
 議 員 長 はい、2番。
 議 員 委員 番です。2番の申請について異議ありません。
 議 員 長 はい、すべての申請について異議なしとのことでございます。そのように
 取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 員 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして田辺市農業経
 営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出がございますので事務局
 の説明をお願い申し上げます。
 農振課 尾崎 皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想
 による利用権設定、合意解約のほうから説明させていただきます。1番、
 字 、田の519㎡、他7筆、合計面積は7,428㎡です。
 貸人は 、 の相続人代表 、借人は 、
 、合意解約をした日は、平成24年12月28日です。2番、 字
 、田の608㎡、他1筆、合計面積は1,479㎡です。貸人は
 、 、借人は 、 、合意解約をした日は、平成
 24年12月30日です。3番、 字 、田の763㎡、他1
 筆、合計面積は1,308㎡です。貸人は 、 、借人は
 、 、合意解約をした日は、平成24年11月27日です。4番、
 字 、田の671㎡、貸人は 、 、借人は
 、 、合意解約をした日は、平成25年1月22日です。以上、
 4件報告させていただきます。続きまして利用権設定について説明させて

いただきます。1番、
、田の775㎡、貸手は
、
借手は
、
、使用貸借の水稲、期間は平成25年3月1日か
ら平成35年2月28日の新規です。2番、
字
、他4筆、
畑の2,949㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
賃貸借の梅、7万2千円の口座払い、期間は平成25年3月1日から平成
28年2月28日の更新です。3番、
字
、畑の1,517
㎡、貸手は
、
、借手は
、
、賃貸借の梅、年
間1万5千円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月
31日の新規です。4番、
字
、他5筆、畑の2,046㎡、
貸手は
、
、借手は
、
、使用貸借の梅、期間
は平成25年3月1日から平成31年2月28日の新規です。5番、
字
、畑の1,233㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
、使用貸借の梅、期間は平成25年3月1日から平成31年
2月28日の新規です。6番、
字
、田の779㎡、貸手は
、
、借手は
、
、使用貸借の水稲、期間は平
成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。7番、
字
、田の972㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成28年3月3
1日、更新です。8番、
字
、田の1,431㎡、貸手は
、
、借手は
、
、賃貸借の水稲、米1俵持参払
い、期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日、更新です。9
番、
字
、田の1,389㎡、貸手は
、
、借
手は
、
、賃貸借の野菜、年間2万円口座払い、期間は平成
25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。10番、
字
、畑の1,051㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成27年3月
31日、更新です。11番、
字
、他1筆、畑の1,332
㎡、貸手は
、
、借手は
、
、使用貸借の水稲、
期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。12番、
字
、他5筆、畑の12,025㎡、貸手は
、
、
、借手は
、
、
、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日
から平成35年3月31日、更新です。13番、
字
、畑の
2,986㎡、貸手は
、
、借手は
、
、賃貸
借の梅、2万5千円、期間は平成25年4月1日から平成35年3月31
日、更新です。14番、
字
、他2筆、畑の2,015㎡、
貸手は
、
、借手は
、
、
、使用貸借の梅、期間
は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。15番、
字
、畑の353㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成30年3月
31日、新規です。16番、
字
、他8筆、畑の12,70
0㎡、貸手は
、
、借手は
、
、
、賃貸借の梅、
3万円とありますが、13万円に訂正お願いします。13万円の持参払い、

期間は平成25年3月1日から平成31年2月28日、新規です。17番、
字、畑の4,055㎡、貸手は、借手は、
、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。18番、字、畑の975㎡、
貸手は、借手は、賃貸借の梅、13万円とありますが、3万円に訂正をお願いします。3万円の口座払い、期間は平成25年4月1日から平成35年3月31日、更新です。19番、
字、畑の1,946㎡、貸手は、借手は、
、使用貸借のみかん、期間は平成25年3月1日から平成40年2月28日、新規です。20番、字、他2筆、畑の4,657㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、10アール当たり1万円、持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。21番、字、畑の852㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、1万円持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。22番、字、田の163㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間2千円の持参払い、期間は平成25年4月1日から、平成30年3月31日、更新です。23番、字、田の183㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間1千円の持参払い、期間は平成25年4月1日から、平成30年3月31日、更新です。24番、字、畑の654㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年3月1日から、平成35年2月28日、新規です。25番、字、他23筆、田の8,674㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、米2俵持参払い、期間は平成25年4月1日から、平成30年3月31日、更新です。26番、字、他7筆、田の4,270㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年4月1日から、平成30年3月31日、更新です。27番、字、他1筆、畑の1,479㎡、貸手は、借手は、使用貸借の野菜、期間は平成25年3月1日から、平成28年12月31日、新規です。28番、字、田の1,402㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、米1斗持参払い、期間は平成25年3月1日から、平成28年2月28日、新規です。29番、字、田の366㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、米1斗持参払い、期間は平成25年3月1日から平成28年2月28日、新規です。30番、字、他1筆、田の956㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、米30キロ持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日更新です。31番、字、他1筆、田の1,308㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年3月1日か

ら平成35年2月28日新規です。合計31件、91筆、77,442㎡、貸手29名、借手27名です。この31件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。ご審議をいただくのですが、23番に さんの案件がございますので、それを除く30件にそれでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 はい、 番です。 にお尋ねしたところ、 が高齢で作れないということでした。申請地は の の前に水田が広がっているのですが、その山手の部分ということでした。異議ございません。

議 長 はい、2番。

番 委員 番です。異議ございません。

議 長 はい、3番

番 委員 番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

番 委員 番です。4番5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

番 委員 番です。6番について異議ありません。

議 長 はい、7番。

番 委員 番です。7番について異議ございません。

議 長 はい、8番。

番 委員 番です。8番について異議ありません。

議 長 はい、9番

番 委員 番です。9番について異議ございません。

議 長 はい、10番。

番 委員 番です。10番について異議ありません。

議 長 はい、11番。

番 委員 番です。11番12番について異議ございません。

議 長 はい、13番。

番 委員 番です。13番更新で異議ございません。

議 長 はい、14番。

番 委員 番です。 の件に関しては、すべて問題はありません。

と がおられるのですが、後を継がないということで、貸すことになりました。16番は が亡くなりまして、全部貸すことになりました。17番はすぐ隣の が借ります。18番は、更新ですので異議ありません。14番から18番について異議ありません。

議 長 はい、19番

番 委員 番です。19番について異議ございません。

議 長 はい、20番。

議 員 委員 番です。20番21番の貸手は 番です。同じ人に貸すということ
 とで異議ありません。

議 長 はい、22番。

議 員 委員 番です。22番について異議ございません。

議 長 はい、24番。

議 員 委員 番です。24番について異議ございません。

議 長 はい、25番。

議 員 委員 番です。25番について異議ありません。

議 長 はい、26番

議 員 委員 番です。借手は 番、それに 番もいて、 番で一番の
 男所帯で、ゆくゆくは 番の田圃を全部引き受けてくれるのではない
 かと期待しております。異議ございません。

議 長 はい、27番。

議 員 委員 番です。異議ございません。

議 長 はい、28番。

議 員 委員 番です。28番29番30番について同じ地区の貸し借りなので異議
 ございません。

議 長 はい、31番。

議 員 委員 番です。異議ございません。

議 長 はい、以上30件異議なしとのことでございます。そのように取り計らっ
 てよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、23番。

議 員 委員 番です。この地域全体が農地保全対策地区になっていまして、休耕地
 にならないようにということです。異議ございません。

議 長 はい、23番異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよ
 ろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、3
 番の山本芳雄委員さん、4番の浅井洋司委員さん、よろしく願いをいた
 します。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2
 号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議
 案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、報告
 第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第5
 3条第1項第14号による協議について、報告第3号農地法第18条第6
 項の規定による通知について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約に
 よる通知について、を上程させていただきます。
 それでは関連がございますので、報告第3号農地法第18条第6項の規定
 による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 8ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法第18条第6項の規定
 による通知です。1番、土地の所在は 番 字 、地目は登記簿、

現況共に田、面積は1,147㎡の内、573.5㎡、賃貸人は、
、賃借人は、
、賃貸借の合意解約をした日は平成
25年1月14日です。2番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に田、面積は763㎡、他1筆ございまして、合計面積は1,
308㎡、賃貸人は、
、賃借人は、
、賃貸借の合意解約をした日は平成24年11月27日です。3番、土地の所
在は 字、地目は登記簿、現況共に田、面積は671㎡です。
賃貸人は、
、賃借人は、
、賃貸借の合意
解約をした日は平成25年1月11日です。以上3件報告申し上げます。
議 長 報告第3号の3件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。続
きまして、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約による通知について、
事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 9ページをお願いします。報告第4号農地使用貸借契約の合意解約による
通知です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿が田、現
況は畑、面積は1,323㎡です。貸人は、
、借人は
、使用貸借の合意解約の日は農地法第5条申請許可日です。
理由は選挙事務所設置のためです。以上1件報告いたします。

議 長 報告第4号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第4号報告とさせていただきます。
それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申
し上げます。

松平 主査 3条申請を説明させていただきます。1ページをお願いします。1番、土
地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は77㎡、
譲渡人は、
、譲受人は、
、売買です。この
土地は仮登記がされており、農業振興地域からの除外申請も出されている
農地です。そのことについて上申書がありますので朗読いたします。上申
書、この度下記のとおり農地法第3条の規定による許可を申請する運びに
なりました。当該地は当初、 に売却の話しを進めておりました。
平成24年8月17日売買予約の仮登記を行い、宅地への転用目的から農
業振興地域整備計画変更を申請しておりました。ところが近所で農業を営
む知人から、買受希望の話が持ち上がり、 を含めた三者の話合い
により、知人に譲渡することで円満解決したことから、今回の申請に及ん
だ次第です。仮登記は、許可後に予定している売買取引時において、同時
抹消する手はずになっております。なお、農業振興地域整備計画変更は、
時期的に取下げが無理な状態にあることを確認しました。周りを宅地で囲
まれていることから、再度の編入は難しいことも予想されると聞いており
ますが、譲受人の意向にお任せしたいと思っております。このような内容です。
2番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑で、面
積は480㎡です。譲渡人は、
、譲受人は、

、売買です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は258㎡、他5筆、合計面積は2,949㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は890㎡、他1筆、合計面積は1,036㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与で野菜の営農計画書があります。2ページをお願いします。6番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は395㎡、他3筆、合計面積は1,742㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。以上6件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番
番 委員 はい、 番です。1番について異議ございません。
議 長 はい、2番。
番 委員 はい、 番です。2番について異議ございません。ここは、先年の災害
のあった地区です。
議 長 はい、3番。
番 委員 番です。3番4番は異議ございません。
議 長 はい、5番。
番 委員 番です。 番の が所用で欠席のため代わって発言します。
は の です。高齢のため贈与することになったそ
うです。異議はございません。
議 長 はい、6番。
番 委員 はい、 番です。6番について異議ございません。
議 長 はい、3条申請6件とも異議なしとのことです。そのように取り計らって
よろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農
地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
高田 参事 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地
の所在は、 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は327
㎡です。所有者は 、 、使用目的及び規模は、太陽光発電パ
ネル188.998㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、
農用地の内外は昭和49年に除外されています。隣接同意、水利同意共に
ございます。住宅に挟まれた小面積の農地で第2種農地です。申請書、添
付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に
該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を
賜りたいと思います。1番

1 番 委員 1 番です。2 月 7 日に愛須局長、高田参事、中山委員さんで現地調査を行いました。調査案件は 2 条 1 件、4 条 1 件、5 条 5 件でした。現地は梅の古木が植わってありました。北側が道路、南側は 3 m 程下がったみかん畑です。東と西は住宅です。隣接同意もあり、パネル設置による問題はないと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1 番。

番 委員 番です。現地調査の委員さんの所見のとおりでございます。異議ございません。

議 長 はい、議案第 2 号農地法第 4 条申請 1 件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 4 ページをお願いします。議案第 3 号農地法第 5 条申請です。1 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 8 3 9 m²、貸人は 、借人は 、使用目的及び規模はプレハブ 1 棟、1 2 . 5 m²、着工日、工事期間は許可の日より 1 ヶ月以内、農用地の内外は一時転用のため除外の必要はございません。隣接同意、水利同意、共にございます。2 ヶ月間の使用貸借、 に伴う一時転用です。2 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 1 , 3 2 3 m²、貸人は 、借人は 、使用目的及び規模はプレハブ 1 棟、4 0 m²、着工日、工事期間は許可の日より 2 ヶ月以内、農用地の内外は一時転用のため除外の必要はございません。隣接同意は不要、水利同意はございます。2 ヶ月間の使用貸借、 に伴う一時転用です。都市計画用途区域の第 1 種住居地域にある第 3 種農地です。次の 3 番、4 番、5 番は隣接する畑です。3 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2 5 0 m²です。賃貸人は 、賃借人は 、使用目的及び規模は障害者施設 1 5 0 . 1 4 m²、着工日、工事期間は許可の日より 1 年以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要です。2 5 年間の賃貸借です。道路と住宅に囲まれた生産性の低い農地で、第 2 種農地です。4 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 8 0 m²、賃貸人は 、賃借人以下は 3 番に同じです。5 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 3 0 9 m²、賃貸人は 、賃借人以下は 3 番に同じです。以上 3 件は共に第 2 種農地です。また、申請書、添付書類を審査しましたこと、農地法第 5 条第 2 項の許可できない要件には該当していないと判断します。5 条申請 5 件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1 番

14番 委員

14番です。2月7日に現地調査を行いました。1番について、ここは西側に新しいが来ています。そのにある梅とみかんが数本植えられた農地です。ここにとしてプレハブと仮設のトイレを置くという事です。排水は無しとなっております。雨水については自然浸透と前に排水溝があります。隣接同意も得られておりますし、2ヶ月間の一時転用ということで、何ら問題はないと思います。2番について、これも一時転用でを設置するということです。の北側にあつて、昨年形状変更の申請があつた場所です。既に道路の高さに土砂が入れられて形状変更がされています。ここにプレハブのと仮設のトイレを置くという事です。排水は事務所の前の排水溝に流すということです。西側に新しく排水溝を設けておりました。雨水はここに流すということで何ら問題はないと思います。3番4番5番について、ここはにありますが、その前のを隔てた場所です。そこにの作業所を作るとということです。申請地との間には1m幅の国有地があります。埋め立てはしないで、60cmの基礎を置くという事です。隣接には農地はありませんので、何ら問題はないと思います。

議長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

委員

番です。1番のの一時転用について異議ありません。

議長

はい、2番。

委員

番です。2番について異議ございません。

議長

はい、3番。

委員

番です。この近くに作業所があるのですが、そこが狭くなりこの場所に移転するということです。3番4番5番異議ありません。

議長

はい、議案第3号農地法第5条申請5件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事

5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在、字、地目は登記簿が田、現況は宅地です。他1筆ございまして、合計面積は1,481㎡です。申請人は、理由は、に昭和56年9月に貸倉庫を建築し、平成24年11月20日に解体し更地にする。

に昭和57年9月2日に賃貸借契約をと結び、店舗を建築し、平成24年8月31日に解体し更地にする。一部、転貸物件が残り現在に至るとということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

1番 委員 1番です。ここは元 があった場所です。 に入っていく道沿いで、建物がなくなって更地になっていましたが、周囲の状況から農地に戻すことは不可能ですし、申請のとおり、長年宅地として利用してきたことに間違いはないと思います。問題ありません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。只今の説明のとおり以前ここに がありまして、鉄骨の2階建てが建てられていました。現在は更地です。 はの近くに移転しております。この申請について異議ございません。

議 長 はい、議案第2号非農地証明1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 6ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。第1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は1,881㎡、他に1筆ございまして合計2筆の合計面積は8,689㎡です。売渡人は 、 、買受人は 、 、成立日は平成25年1月19日、価格は750万円です。あっせん委員さんは 、 、 の3名です。農地等売渡あっせん成立以上1件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは地元委員さん、あっせんの顛末について説明をお願い申し上げます。

番 委員 番です。 は高齢で作れないということで、隣接の の の が作るということになりました。この方は認定農業者で、所有権移転登記の手続きは農業振興課でお世話をしていただけたということです。以上です。

議 長 はい、有難うございました。報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 7ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿299㎡の内60㎡、賃貸人は 、 、賃借人は 、 、賃借権を設定し、無線基地局工事をして鉄塔1本、機器装置一式を設置します。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿401㎡の内52.9㎡、賃貸人は 、 、賃借人、工事内容等は、1番に同じです。以上2件報告申し上げます。

議 長 報告第2号について、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議長 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。
続きまして追加議案がございます。上程させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議長 長 それでは、議案、議案第1号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について上程いたします。それではまず議案第1号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 追加議案の1ページをお願いします。議案第1号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は466㎡、他に3筆ございまして合計面積は1,771㎡です。作物はみかん、10アール当たり収穫量は100kg、希望価格は80万円、所有者は、です。あっせん申出1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 長 はい、この農地につきまして の委員さん、現況を説明願います。
番 委員 番です。この農地は4筆になっておりますが、畑は2箇所に分かれております。標高約250mのところでありまして、一方が東向きで、農道に面しておりまして、ゆるい傾斜からだんだんと急になっていまして、二段の畑になっております。ここにつきましては、東側に がみえまして、南側は を一望できる見晴らしのよいところです。もう1箇所につきましては、西側向きにありまして、四段の段畑です。園地には軽四が入るくらいの道がついております。申出人の が耕作していたのですが高齢で困難になってきて、本人も土建業を営んでいて今忙しいので手入れが出来ないということで、今回のあっせん申出になったということです。

議長 長 はい、有難うございます。只今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議長 長 はい、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員 全員 異議なし。
議長 長 はい、あっせん委員さんを私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議長 長 それでは、 の物件ですので、今説明していただきました 番の、 番の、そして隣接であります 番の、
よろしくお世話を願います。
続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 追加議案の2ページをお願い申し上げます。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は845㎡、他に1筆ございまして合計面積は、1,9

4 1 m²です。売渡人は、買受人は、価格は9 5 万円で平成2 5 年2 月1 1 日に成立しました。あっせん委員はの3 名です。あっせん成立1 件、報告申し上げます。

議長 長 はい、それでは代表委員の方にあっせんの顛末について説明をお願い申し上げます。

番 委員 追加議案になりまして申し訳ございません。これは、1 0 月の農長委員会にあっせんの申出があった畑です。1 0 月の中頃から、隣接の方々をお願いをしていたのですが、なかなかいい返事をいただけなくて諦めておりました。それが最近急遽話が進みました。ここの畑は中晩柑という今収穫するみかんが植わっております。来月まで待っていたら収穫時期を逸するので、あっせん成立と登記を早くして自由に採りたいということです。この畑はの上側に2 筆、下側に1 筆の農地がございます。この買手はの方でもしてまして、息子さんが農業をして梅を作るということです。成立した上側の畑は買手の梅畑の両サイドにあります。下の畑は隣接がみかん畑なので、スプリンクラーの消毒の関係で梅に改植することができないし、またみかんも作れないので下側の畑は遠慮したいということです。価格は反当り5 0 万円ということで、9 5 万円です。下側の農地は今後またあっせんを継続しますが、今回は上側の2 筆だけ成立しました。以上です。

議長 長 はい、有難うございます。ご苦労さんでございました。それでは報告第1 号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。1 月の県の農業会議への提出案件はございませんでした。続きましてお手元に定例会参考資料ということで、先月向日委員さんよりご質問のあった不動産登記の費用について、農地法の権限委譲について、太陽光パネルの設置について、局長から報告をさせていただきます。

愛須 局長 不動産登記の費用について、農地法の権限委譲について、太陽光パネルの設置について報告する。

議長 長 続きまして、田辺市の賃貸料情報についてご説明させていただきます。

松平 主査 田辺市賃貸料情報について説明する。

議長 長 続きまして地籍調査の結果について、中辺路の大内川地区でございます。説明お願いいたします。

高田 参事 中辺路町大内川地区の地籍調査結果について報告する。

議長 長 本日予定をしておりました案件についてはすべて終了いたしました。皆様方から何かございませんか。

ないようでございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後3 時5 5 分終了